

伊予農業振興地域整備計画変更等理由書

1 農業振興地域整備計画の変更理由

該当欄	変 更 理 由
	・ 農業振興地域整備基本方針が変更されたため
	・ 農業振興地域の区域が変更されたため
	・ 農振法第 12 条の 2 第 1 項の規定による基礎調査の結果のため
○	・ 経済事情の変動その他情勢の推移のため

2 農用地利用計画の変更理由等

○ 農用地区域からの除外

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積(㎡)	除外前の用途区分	理由	除外の具体的理由	除外後の用途
1	伊予市宮下字竹ノ端 1324 番	畑	399 (849 のうち)	農地	②	令和 7 年 6 月 12 日に策定した「伊予地域の農業の振興に関する法律」(27 号計画)において、目標達成に必要な施設として定められたため。	農家住宅
2	伊予市宮下字橙畑 939 番 1	畑	350	農地	②	令和 7 年 6 月 12 日に策定した「伊予地域の農業の振興に関する法律」(27 号計画)において、目標達成に必要な施設として定められたため。	分家住宅

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積(m ²)	除外前の用途区分	理由	除外の具体的理由	除外後の用途
3	伊予市中山町佐礼谷甲 870 番 1 伊予市中山町佐礼谷甲 873 番 2 伊予市中山町佐礼谷甲 943 番 1 伊予市中山町佐礼谷甲 943 番 2 伊予市中山町佐礼谷 4 号 114 番 1 伊予市中山町佐礼谷 4 号 114 番 2	畑 畑 畑 畑 畑 畑	2,615 487 164 17 911 4042	農地	③	法第 13 条第 2 項各号の 6 要件全てを満たし、今後農業施策を実施する予定もないため 第 1 号 申出地は、作業効率が低い箇所であり、転用目的上代替地はない。 第 2 号 地域計画が未策定のため、支障なし 第 3 号 申出地は山間部に位置し、変更後の農用地区域の利用上支障が軽微であり、集団性を著しく阻害されるものではないと判断される。 第 4 号 当該変更にかかる土地に効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積にかかる土地はないため、支障を及ぼす恐れはないと判断される。 第 5 号 申出地の周辺には附帯施設はなく、隣接農地の排水等に影響を及ぼす恐れがないと判断される。 第 6 号 土地基盤整備事業の実施なし	植林

除外の理由：

- ① 除外する土地が農用地区域の設定基準（農振法第 10 条第 3 項各号）に該当しない土地となったため
- ② 農用地区域に含まれない土地（農振法第 10 条第 4 項、令第 8 条各号、規則第 4 条の 5 各号）となったため
- ③ 農用地等以外の用途に供することを目的に農用地区域から除外する（農振法第 13 条第 1 項及び第 2 項）こととなったため